

「宅配ボックスの設置事業のみを対象とする場合」の申請ガイド

申請要件まとめ

※詳細は必ず「補助金交付申請等要領」にてご確認ください。
申請は棟単位。棟単位で要件をクリアする必要があります。

「宅配ボックスの設置のみを対象とする場合」の要件

・建築基準法の「共同住宅」「長屋」であること

※新築物件および戸建て物件は対象となりません。

・補助対象共同住宅における、子育て世帯の入居率が3割以上であること

※交付申請日において子ども（令和6年4月1日時点で18歳未満である場合に限る）を養育している世帯。

・補助対象共同住宅内の住戸部分の床面積の平均が約40㎡以上であること

※床面積には、バルコニーやアルコーブ、外からアクセスできるパイプスペースやメーターボックスの面積は含みません。

・対象住戸を含む建築物は新耐震基準に適合していること。

※概ね昭和56年の6月1日以降に建築された建物が対象。

・宅配ボックスの設置場所を共用部分（エントランス等1箇所のみ）とすること

※建物・敷地に固定されないもの（工事を伴わないもの）は補助対象外。

・宅配ボックスは『子育てエコ（旧こどもエコ）支援事業』登録商品であること

※宅配ボックスの追加・入れ替えも申請可。但し既存品の処分・廃棄等の費用は補助対象外

・補助対象共同住宅の全ての住戸が、子どもの転落による事故防止対策のいずれかが講じられていること

※バルコニーの手すりの高さが1,100mm未満の場合、全戸のバルコニーに面した窓に補助錠を設置していれば対象。